

令和3年度 社会福祉法人 霧島市社会福祉協議会事業計画

基本方針

団塊ジュニア世代が65歳を超え、現役世代の減少が顕著になる2040年に向けて、国は社会保障・働き方改革をすすめています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活様式や働き方にも大きな変化が生じ、地域福祉活動やボランティア活動等にも大きな影響を与えています。

このような中、令和2年6月、国においては地域共生社会の更なる推進を目指すことを明確にするため社会福祉法の改正を行いました。それを受け、全国社会福祉協議会においても今回の社会福祉法改正や新型コロナウイルス感染症の影響による国民の生活様式や働き方の変化等を踏まえ、「市区町村社協経営指針」の改定を行い、市区町村社協に対して具体的な戦略をもって経営することを求めています。

本会においても、社協本来の目的である地域福祉推進を図るため、生活支援体制整備事業を柱としつつ、平時のみならず災害時対応も含めたボランティアセンター活動事業、市民の困りごとを解決するために必要な相談対応を行う成年後見事業、地域包括支援センターや基幹相談支援センター運営等の受託事業、安定的な法人運営を行うための財源確保の要となる介護保険事業、市民の健康増進並びに介護予防等を目的とした総合福祉センターや温泉センター等の指定管理事業など、引き続きさまざまな福祉関連事業を推進してまいります。

その他、既存の制度だけでは対応しきれない新しい福祉課題・生活課題に対応するため、地域住民との協働や各種福祉団体等との連携を重視しつつ、自然災害や感染症対策等を含め霧島市と一体となり、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向け、役職員一丸となって取り組んでまいります。

基本目標

1. 経営基盤の強化・財源確保

法人運営を維持・継続するため、組織・事業の見直しや、職員の意識強化を図ります。また、ホームページ等を活用し、積極的な広報活動に努め、会費、寄付金、共同募金への更なる理解・協力を求め、介護事業においては、一層の利用促進と経費削減に努めます。

2. 連携強化

多岐にわたる事業に各課・支所が連携して取り組み、法人が実施する事業全体の展開を意識しながら、地域福祉の推進を図ります。

また、地域住民との協働を重視するとともに、霧島市はもとより、民間の企業や団体と協働し、より一層地域に根ざした福祉活動の推進に努めます。

3. 地域特性に応じた小地域福祉活動の推進

霧島市をひとつの「地域」として捉え、画一的な福祉活動を展開していくのは困難です。地区毎、日常生活圏域毎、あるいは、もっと細かい単位（中学校区・小学校区・地区社協等）で生活課題を捉え、解決していく仕組みづくりを推進します。

4. 総合相談・生活支援体制の充実

「住み慣れたまちで誰もが安心して暮らせるまちづくり」のため、高齢・障害・子ども・生活困窮等、多岐にわたる相談に柔軟に対応し、制度・サービスの有無に関わらず、「あらゆる生活課題に対応する」総合相談・生活支援体制の充実を図ります。

事業実施計画

1. 社協機能の充実・強化

(1) 役員会等の開催

- ア 理事会 (6月、12月、3月開催)
- イ 評議員会 (6月、12月、3月開催)
- ウ 正副会長会
- エ 監事会 (5月、11月開催)
- オ 専門部会
- カ 地域福祉連絡会 (9月、2月開催)
- キ 生活福祉資金調査委員会
- ク 日本赤十字社鹿児島県支部霧島市地区理事会 (6月、9月、2月開催)
- ケ 霧島市共同募金委員会運営委員会 (6月、9月、2月開催)

(2) 広報啓発活動の充実

- ア 社協だよりの発行 (年4回)
- イ 福祉台帳の調査・整備
- ウ 各支所の共同募金結果及び活用状況報告の発行 (年1回)

(3) 職員研修会の開催 (職員全体研修会年2回)

(4) 健康福祉まつりの開催 (2月開催)

2. 地域福祉活動の推進

- (1) 小地域ネットワーク活動の推進
- (2) 老人給食事業と見守り活動の推進
- (3) ふれあい・いきいきサロン活動の推進
- (4) 地区社協活動への支援と連携
- (5) 地区自治公民館・民生委員児童委員・福祉関係団体等との連絡調整
- (6) 地域福祉団体の育成
- (7) 地域ぐるみのふれあい事業への支援
- (8) 車椅子の貸し出し事業の推進
- (9) 生活支援体制整備事業の推進
- (10) 地域のひろば推進事業の推進
- (11) 思いやりネットワーク事業の推進

3. 高齢者福祉活動の推進
 - (1) 老人クラブ活動の支援
 - (2) 一人暮らし高齢者のつどいの開催
 - (3) 合同金婚式の実施
 - (4) 一人だけの金婚式の支援

4. 障害児(者)福祉活動の推進
 - (1) 児童デイサービス事業ひまわり園の運営
 - (2) 障害児(者)福祉団体の育成
 - (3) 自立支援配食事業の推進(障害者)
 - (4) 障害者自立支援事業の実施

5. 児童福祉・母子寡婦福祉活動の推進
 - (1) 子育てサロン活動の推進
 - (2) 児童福祉・母子寡婦福祉団体の育成
 - (3) 地域子育て支援拠点事業(つどいの広場)の推進(隼人総合福祉センター)

6. ボランティア活動の推進
 - (1) ボランティアセンター機能の充実
 - (2) ボランティア発掘・登録の把握
 - (3) 相談・情報提供
 - (4) ボランティア団体の育成支援
 - (5) ボランティア協力校の指定・育成(2年間:令和3年度~令和4年度)
 - (6) ボランティア講座の開催
 - (7) 音訳・点訳収録媒体(広報紙)の発送
 - (8) 福祉学習支援(高齢者疑似体験等用具貸与)
 - (9) きりしまおもちゃ病院の開設支援(毎月2回)
 - (10) 男の料理教室の開催(毎月1回)
 - (11) 高校生ボランティア体験学習の推進
 - (12) ボランティア保険の加入促進
 - (13) 災害発生時の緊急対策活動訓練(年1回)
 - (14) 県総合防災訓練等への職員派遣(年1回)
 - (15) 災害応援協定に基づく災害派遣

7. 心配ごと相談活動の推進

8. 成年後見センター運営事業
 - (1) 成年後見制度に関する総合相談
 - (2) 法人後見事業
 - (3) 日常生活自立支援事業(福祉サービス利用支援事業)
 - (4) 成年後見制度の普及啓発

9. 介護保険事業の推進

- (1) 居宅介護支援事業（ケアマネジメント）
- (2) 訪問介護事業（ホームヘルプサービス）
- (3) 通所介護事業（デイサービス）
- (4) 訪問入浴介護事業

10. 地域包括支援センターの運営

- (1) 総合相談支援業務
- (2) 権利擁護業務
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- (4) 地域ケア会議推進事業
- (5) 介護予防ケアマネジメント業務
- (6) 指定介護予防支援業務
- (7) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築
- (8) 生活支援体制整備に関する取り組み
- (9) 認知症地域支援・ケア向上事業
- (10) 認知症初期集中支援推進事業
- (11) 家族介護者交流事業

11. 基幹相談支援センターの運営

- (1) 身体障害・知的障害・精神障害・発達障害のある方及び難病の方に関する総合相談業務
- (2) 支援困難事例等に対する専門的相談業務
- (3) 市内相談支援事業者等に対する専門的指導・助言業務
- (4) 霧島市地域自立支援協議会の事務局業務

12. 受託事業

- (1) 指定管理者としての円滑な運営事業
 - ア 総合福祉センターの受託事業（国分・隼人総合福祉センター）
 - イ 牧之原老人憩の家の受託事業（福山支所）
 - ウ 保健福祉センターの受託事業（霧島支所）
 - エ 霧島市温泉センターの受託事業（溝辺支所・横川支所・霧島支所）
 - オ 隼人老人給食センターの受託事業（事業課）
- (2) 霧島市地域包括支援センターの受託事業（10の再掲）
- (3) 認知症地域支援・ケア向上受託事業（10の再掲）
- (4) 認知症初期集中支援推進受託事業（10の再掲）
- (5) 地域生活配食事業の受託事業
- (6) 霧島市基幹相談支援センターの受託事業（11の再掲）
- (7) 児童デイサービス事業ひまわり園の受託事業（4の再掲 国分支所）
- (8) 地域子育て支援拠点受託事業（つどいの広場）（5の再掲）
- (9) 霧島市緊急通報体制整備受託事業
- (10) 成年後見センター運営受託事業（8の再掲）
- (11) 生活支援体制整備受託事業（2の再掲）
- (12) 地域のひろば推進受託事業（2の再掲）

13. 県社会福祉協議会受託事業
 - (1) 生活福祉資金貸付事業
 - (2) 福祉サービス利用支援事業

14. 福祉サービス事業苦情解決第三者委員の設置

15. 低所得世帯等への援助活動の推進
 - (1) 社協小口資金貸付事業

16. その他
 - (1) 共同募金事業への協力
 - (2) 日本赤十字社事業への協力
 - (3) 鹿児島県護国神社崇敬奉賛会費徴収への協力
 - (4) 災害による罹災者の支援
 - (5) その他社会福祉に関する必要な事業